

令和8年4月10日

お客様各位

三重県職員信用組合
理事長 紀平 勉

当組合は、令和8年6月に開催する総代会において、当組合の定款第16条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当りのある方で、除名を希望されない場合には、令和8年5月15日（金）までに、組合員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明組合員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員の方とします。

- ① 令和3年1月1日から令和7年12月31日にかけて当組合の事業を利用していない方
- ② 令和7年12月31日以前に当組合の配当金支払通知書が5回以上継続して返戻された方
- ③ 当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方

※ 当組合の定款別表2第5項では、「5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知または催告が5回（同一事業年度で複数回の通知または催告がなされた場合には、それらをあわせて1回の通知または催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき。」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

2. 中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象者の方は総代会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退となる組合員の方は、翌年開催する総代会以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合の窓口までご相談ください。

以上

【お問合せ先】

三重県職員信用組合 預金課

（電話：059-228-5205）